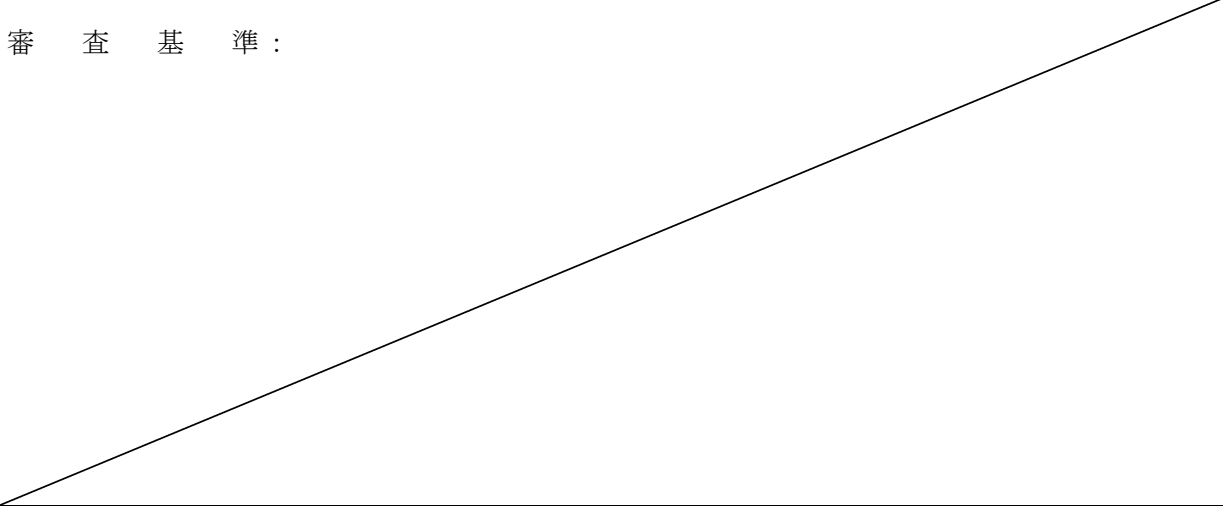


審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 （電話018-863-1111、内線3043～3045）
備 考：